

# 支線バスの運賃設定について

- 支線バスの運賃設定については、下記のいずれかを選択し、検討を行うこととする

<パターン①> 支線を運行する事業者の上限認可運賃（対キロ区間制）に基づき設定

<パターン②> 上限認可運賃とは異なる独自の運賃設定 **【協議運賃】**

（例：需要の想定が難しい新規路線でわかりやすい均一運賃を設定するなど）

## ②協議運賃とは

- 路線バスの運賃は、道路運送法上、原則として国が認可する 上限の範囲内で、各バス事業者が決定するものであるが、この運賃を **協議会での協議** に基づき決定することも可能（法第9条第4項）



この方法で決定された運賃を「協議運賃」という

### 協議運賃の手続き

住民等の意見を聞いた上で、**運賃協議会**で協議し、協議が整えば運賃を届出

#### 住民等の意見を聞く

パブコメ、広報紙、アンケート調査、ヒアリングなど

#### 道路運送法 9条5項（概要）

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### 運賃協議会で協議

独占禁止法に抵触しないよう、**事業者1社ずつに対して協議会を開催**

#### 道路運送法 9条4項（概要）

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- ① 市町村又は都道府県
- ② 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③ 地方運輸局長
- ④ 市町村の長が住民の意見を代表する者として指名する者

# 運賃協議分科会の設置

- 本協議会に運賃協議分科会を設置し、今後導入する支線バスの運賃に関して、協議運賃で設定する場合（パターン②）に開催する

※第1回運賃協議分科会は、妹尾・北長瀬線（八晃運輸）の運賃設定を協議するため、パブリックコメント実施後に開催予定

（開催結果は、次回協議会で報告予定）

※支線バスの運賃以外の運賃に関しては、必要に応じて開催

## <運賃協議分科会> 委員（案）

※規約改正案は  
参考資料2を参照

区分	団体・機関等	氏名
市町村又は都道府県	岡山市 理事	平澤 重之
当該一般乗合旅客自動車運送事業者	当該路線バス事業者	代表者又はその指名者
地方運輸局長	岡山運輸支局長 支局長	今岡 俊之
市町村の長が住民の意見を 代表する者として指名する者	岡山市連合町内会 副会長	那須 和夫
	岡山市連合町内会 副会長	竹井 秋人
	岡山市連合婦人会 会長	塩見 眞子
	岡山市障害者団体連合会 会長	宮本 敏行